

令和6年9月

# 世田谷区環境基本計画（素案）について

世田谷区環境計画課

## 世田谷区環境基本計画とは

- ✓ 世田谷区環境基本計画は、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、**環境の保全等に関する施策を計画的に推進する**ために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

### 世田谷区環境基本条例 第7条及び第8条

< 抜粋 >

#### 第7条（世田谷区環境基本計画）

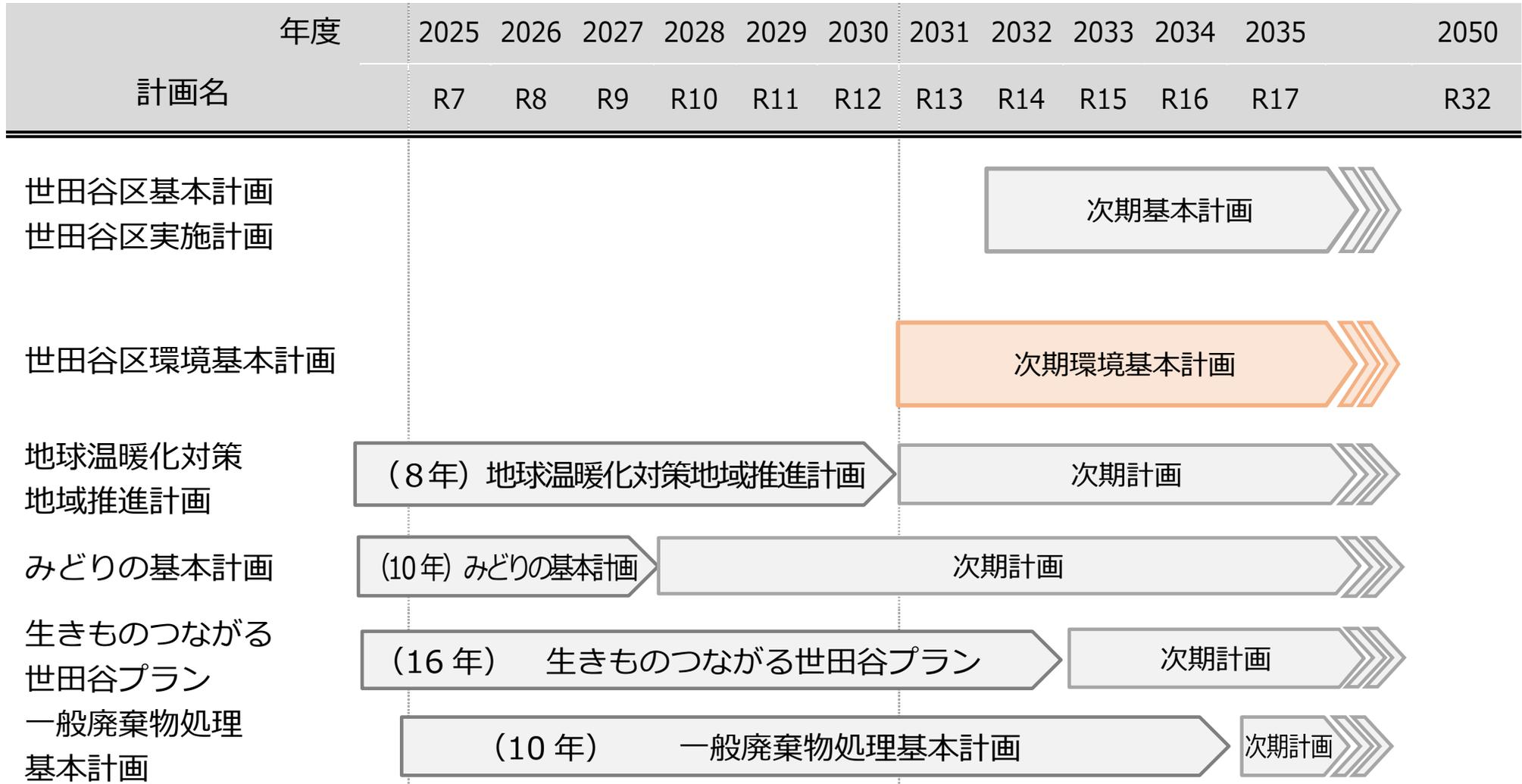
区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画を策定しなければならない。

## これまでの環境基本計画の経緯と今回の改定の趣旨

- ✓ 世田谷区では、1994年に環境基本条例を制定し、1996年に「世田谷区環境基本計画」を策定、環境の保全、回復及び創出に関する施策を推進してきた。
- ✓ その後、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年に計画を見直し、各時点の社会経済情勢や国際社会、国、東京都の環境施策の動向、区内の環境の状況や区民意識に応じた施策を展開してきた。
- ✓ 前回の見直しから5年が経過する中で、気候変動対策をはじめ、環境施策をめぐる情勢はスピード感を増して変化している。2050年カーボンニュートラルの実現、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、循環経済への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取組みが国際社会、国、東京都において次々と打ち出されている。
- ✓ こうした動きを踏まえ、2050年を見据えた環境施策の方向性を明らかにするとともに、スピード感を持って柔軟に施策を展開できるよう、計画を見直す必要が生じており、また、2020年に策定した「世田谷区環境基本計画」の各施策の進捗状況の点検、区民・事業者の意識調査の結果なども踏まえ、計画を見直すこととした。

# 計画期間

- ✓ 本計画の計画期間は、2025年度から2030年度までの6年間とします。
- ✓ 区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である2030年度までの向こう6年間やそれ以降の時期（2050年）も見据えた方向性を示します。

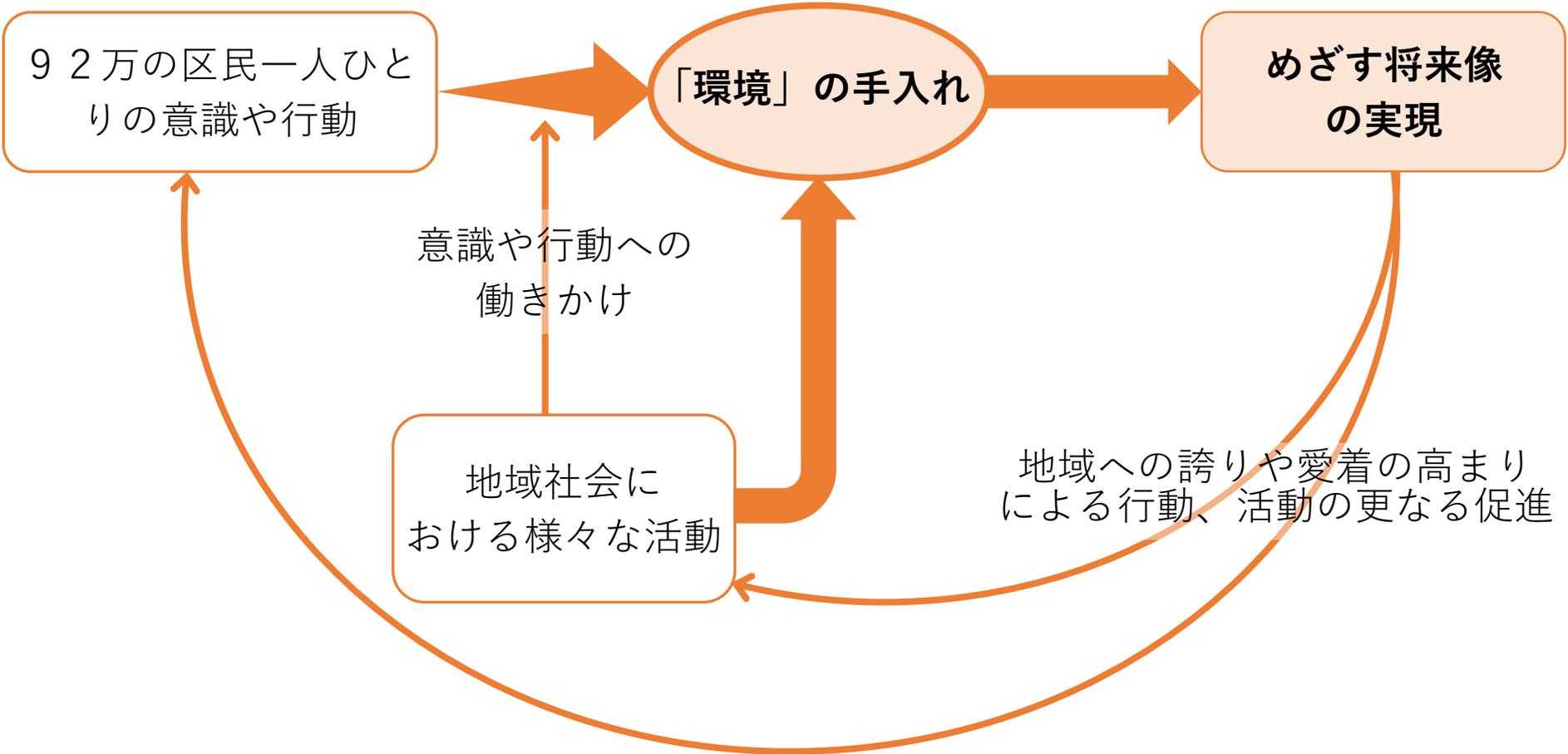


# 検討の経緯

- ✓ 区長から環境審議会に諮問し、審議会において議論を重ねてきた
- ✓ 環境に関する区民意識・実態調査を実施し、結果を反映

日時	会議等	議題
令和5年6月29日	令和5年第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・世田谷区環境基本計画について</li><li>・新計画の策定における検討の視点について</li><li>・環境に関する区民意識・実態調査の実施について</li></ul>
令和5年8月	環境に関する区民意識・実態調査	
令和5年11月7日	令和5年第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に関する区民意識・実態調査の結果について</li><li>・計画骨子作成に向けた議論</li></ul>
令和6年1月30日	令和6年第1回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画骨子案の検討</li></ul>
令和6年4月予定	令和6年第2回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画素案作成に向けた議論</li></ul>
令和6年7月予定	令和6年第3回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画素案の検討</li></ul>
令和6年9月	シンポジウム、パブリックコメント	
令和6年11月予定	令和6年第4回環境審議会	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画案の検討</li><li>・パブリックコメントの結果</li></ul>
令和6年12月予定	答申	

区民や事業者などの様々な主体が、環境をよくするための活動「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保ち、その環境に対する誇りや愛着の高まりにより、さらに人々の「手入れ」が加速している地域社会をめざします。



### ① 総合計画としての性格・位置づけの強化

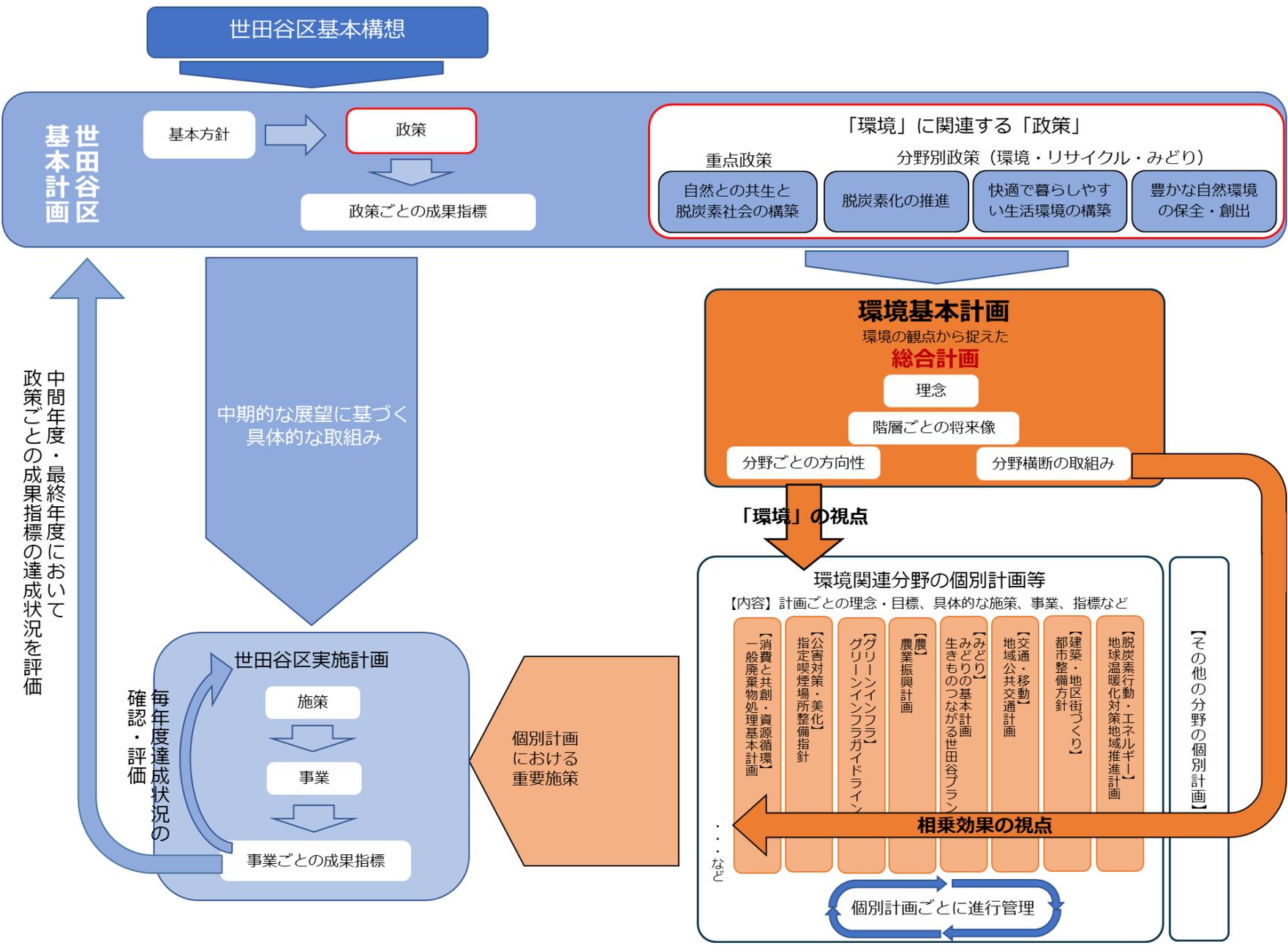
変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置づけを強化します。

環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- 環境基本計画では環境に関する分野ごとの施策の方向性を明示する。
- 具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

### ② 分野横断的な視点の強化

環境問題が持つ複合性に対する的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。



### 3. 目指す将来像（階層ごとの2050年の将来像）

前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる  
～環境共生都市せたがや～

#### ■ 地球環境（地球温暖化や気候変動など、地球規模で認識される環境）

地球温暖化などの地球環境全般に対して、一人ひとりの区民や事業者の行動が与える影響が広く認識されており、様々な場面で脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かし、エネルギーを賢く利用し、持続可能な脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

#### ■ 自然環境（みどりや生きものなど、身近だが人の手のみで作りえない環境）

区民や事業者が、自然との共生に向けた「手入れ」の取組みを通して、多様な生物に支えられた地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識しています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを楽しみながら守ることに努め、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

#### ■ 生活環境（きれいな大気、水、土壌やごみなど、日々の暮らしの中で最も密接に関わる環境）

区民や事業者が安全かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。

そのうえで、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送ることで、やすらぎのある、暮らしやまちが創られています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々と事業者は経済活動と消費生活を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

階層ごとの将来像の実現に向けて、核として取り組む必要がある8つの分野を設定します。それぞれの分野について、将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）方向性を示します。

脱炭素行動・エネルギー

建築・地区街づくり

交通・移動

みどり

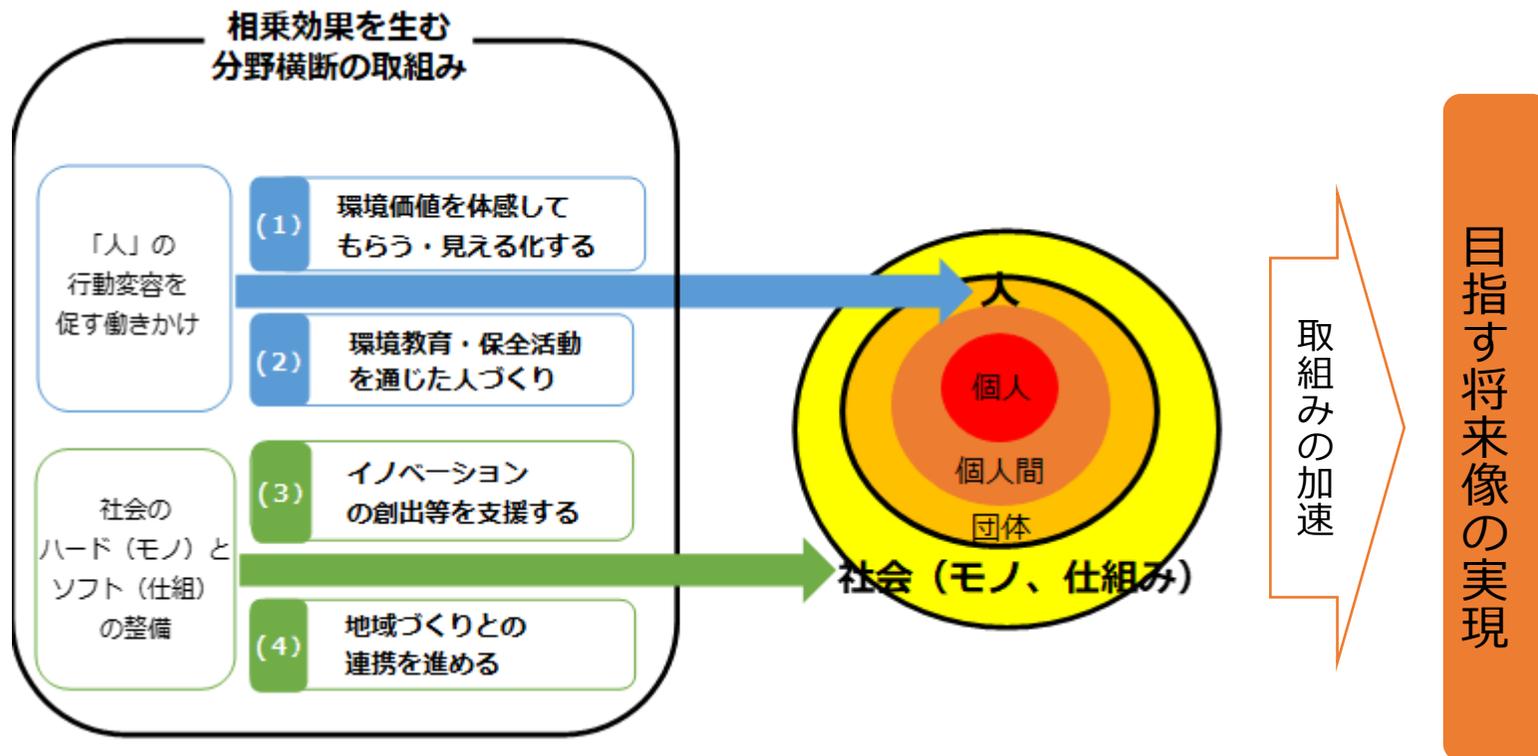
農

グリーンインフラ

公害対策・美化

消費と共創・資源循環

相乗効果を生む分野横断の取組みとして、取組みを担う人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと、人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である社会のハード（モノ）とソフト（仕組み）の整備に着目し、効果が高いと思われる4つの取組みをまとめました。



### (1) 環境価値を体感してもらう・見える化する

○健康村自然学校

教育

×

脱炭素行動・エネルギー

×

みどり

×

農

○体感型農業事業の実施

教育

×

脱炭素行動・エネルギー

×

みどり

×

農

○エコ住宅における多面的な効果の見える化

教育

×

健康

×

脱炭素行動・エネルギー

など...

### (2) 環境教育・保全活動を通じた人づくり

○気候危機を担う次世代の人材育成

教育

×

脱炭素行動・エネルギー

○消費に関する講座の実施

教育

×

脱炭素行動・エネルギー

×

消費と共創・資源循環

○みどり・生物多様性保全に関わる人材育成

教育

×

地域コミュニティ

×

みどり

など...

### (3) イノベーションの創出等を支援する

○環境分野における産業の育成推進 産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

○「脱炭素地域づくり」における実証事業

産業 × 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

など...

### (4) 地域づくりとの連携を進める

○脱炭素地域づくり 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

○区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」 教育 × 公害対策・美化

など...

## ● 区民等の環境との関係性の再構築

### 地域と個人のつながりの構築

- ◆ 地域の情報を知る機会や地域を意識する機会を創出し、区民等の地域への愛着や帰属意識の向上につながります。
- ◆ 時間がなくても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民等の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。
- ◆ 地域で活動を行う団体が、広く区民等に開かれた活動を行うことができるように、団体への支援を検討します。

### 地域特性に応じたアプローチ

- ◆ 環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かします。
- ◆ 環境に関わる地域の課題を共有し、方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど、地区街づくりと環境との融合を図ります。

### あらゆる主体との連携・協働

- ◆ 町会などの地縁団体や環境団体など、これまで連携をしてきた団体と行政が双方にとって有益な関係となる連携・協働に取り組みます。
- ◆ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体との連携・協働を進めます。
- ◆ 区と地域の間にとって様々な活動を支援するまちづくりセンター、外郭団体等の中間支援組織と連携・協力し、団体をはじめとした様々な主体同士のつながりを図る。

### 効果的な普及啓発

- ◆ 区民等の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRに取り組みます。
- ◆ 多様性に配慮し、様々な媒体や手法の活用を進めます。
- ◆ 区民等の取組み、活動の成果を可視化し、発信していきます。

## ● 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

### 環境施策への庁内の理解醸成

- ◆ 環境施策全般について庁内全体の理解を得るため、環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進します。
- ◆ 事務事業の実施において、環境コストを基礎的な事業コストとして認識し、環境に関する取組みを実装していくように促します。

### デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化

- ◆ 政策形成における様々なツールの導入・活用促進など、DX化のさらなる推進に努めます。
- ◆ 施策の検討や評価における分析ツールの導入・活用促進などを通じ、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながる様々な「情報」のさらなる活用を努めます。

### 柔軟な組織・事業運営

- ◆ 各部署がそれぞれ責任を持って業務に取り組む一方で、課題や施策テーマごとの柔軟なプロジェクトチームの組成などにより、「縦割り」の弊害のない、柔軟に連携する体制構築を進めます。
- ◆ 環境政策に関心のある職員を庁内で募集し、人材活用を進めます。
- ◆ 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど）に取り組めます。

### 先進的な知見を有する外部機関との連携

- ◆ 区が保有する情報のオープンデータ化を進めます。
- ◆ 外部機関との連携による相乗効果を高めていくため、大学や事業者等が区のリソースを活用できる仕組みの構築、行政手続きの迅速化を進めます。
- ◆ 行政課題や社会的課題について積極的に発信し、外部機関の提案を募ります。
- ◆ 専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など、外部の専門人材の活用を進めます。
- ◆ 専門的知見の習得につながる講習や地域活動への参加など、区職員の積極的な外部との交流を勧奨します。

